

新時代を見据えた金融行政の現状と課題 ～金融規制体系を中心に～

平成30年9月18日

金融庁企画市場局長 三井 秀範



本日の 内容



- I. FinTech（金融とITの融合）の動き**
- II. 機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性**
- III. 各機能において達成すべき利益およびそのためにふさわしい規制手段は何か**
- IV. 業務範囲規制やセーフティネット等の考え方と機能別・横断的な規制体系**
- V. ITの進展等に伴うその他の論点**



I . FinTech (金融とITの融合) の動き

FinTech(フィンテック)に代表される金融・IT融合の動き

「フィンテック」とは、金融（ファイナンス）と技術（テクノロジー）の融合のことであり、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指して用いられることが多い。

金融 **Finance**  **×**  IT分野の技術 **Technology**

①スマートホンの普及、②ビッグデータ処理、③AI、④ブロックチェーン 等が要因



電子マネーの拡大

amazon lending

電子モール市場の取引情報を
活用した出店者向け融資



「人工知能」による
ビッグデータ解析を活用した融資

FinTech

ITを活用した
革新的な金融サービス



ドングルの登場

携帯電話に装着してカード決済できる



モバイル送金

相手の銀行口座を知らずとも、
無料で送金できる



「顔パス」決済（店頭で現金や
カードを出さずに、「顔だけ」で支払い



ビットコインなどの**仮想通貨**
の登場・拡大



Ⅱ. 機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性

金融審議会 金融制度スタディ・グループ

諮問 (平成29年11月16日金融審議会総会)

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

メンバー

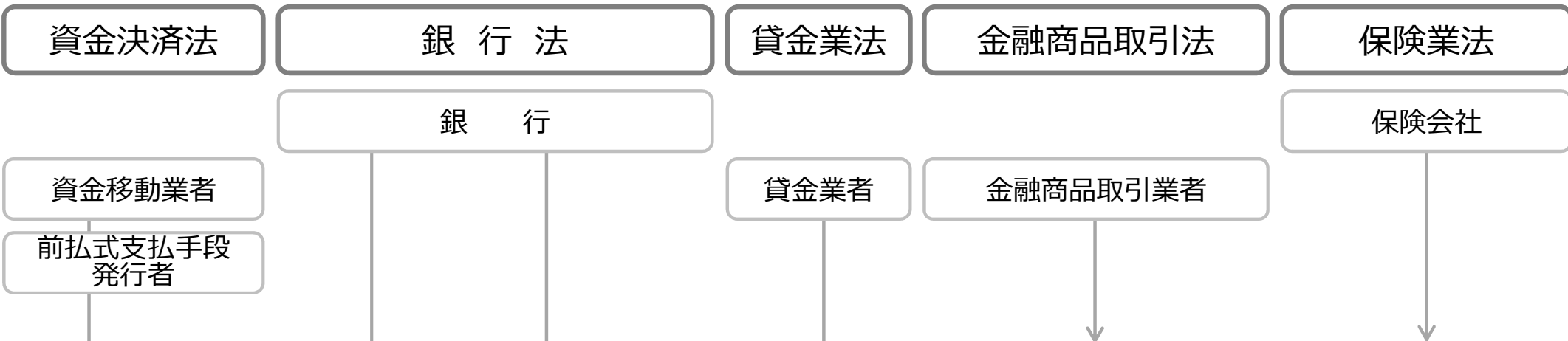
| 座長 メンバー | | | オブザーバー | |
|------------|------------------------------------|--|--------|---|
| 岩原 紳作 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 | | 林 尚見 | 一般社団法人全国銀行協会企画委員長 (株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員) |
| 岩下 直行 | 京都大学公共政策大学院教授 | | 鳥海 巖 | 一般社団法人国際銀行協会事務局次長 |
| 植田 健一 | 東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科) | | 新井 聡 | 日本証券業協会証券戦略会議副議長 (野村證券株式会社執行役専務(企画管理統括)) |
| 大野 英昭 | アクセンチュア株式会社特別顧問 | | 竹林 俊憲 | 法務省民事局参事官 |
| 翁 百合 | 株式会社日本総合研究所副理事長 | | 堀田 秀之 | 財務省大臣官房信用機構課長 |
| 加毛 明 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 | | 福本 拓也 | 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 |
| 神作 裕之 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | | 中尾根 康宏 | 日本銀行金融機構局審議役 |
| 神田 秀樹 | 学習院大学大学院法務研究科教授 | | | 平成29年11月29日時点 (敬称略・五十音順) |
| 後藤 元 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 | | | |
| 坂 勇一郎 | 弁護士(東京合同法律事務所) | | | |
| 田中 正明 | PwCインターナショナル シニア グローバル アドバイザー | | | |
| 戸村 肇 | 早稲田大学政治経済学術院准教授 | | | |
| 永沢 裕美子 | Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長 | | | |
| 福田 慎一 | 東京大学大学院経済学研究科教授 | | | |
| 船津 浩司 | 同志社大学法学部教授 | | | |
| 松井 秀征 | 立教大学法学部法学科教授 | | | |
| 森下 哲朗 | 上智大学法科大学院教授 | | | |

開催状況・審議テーマ

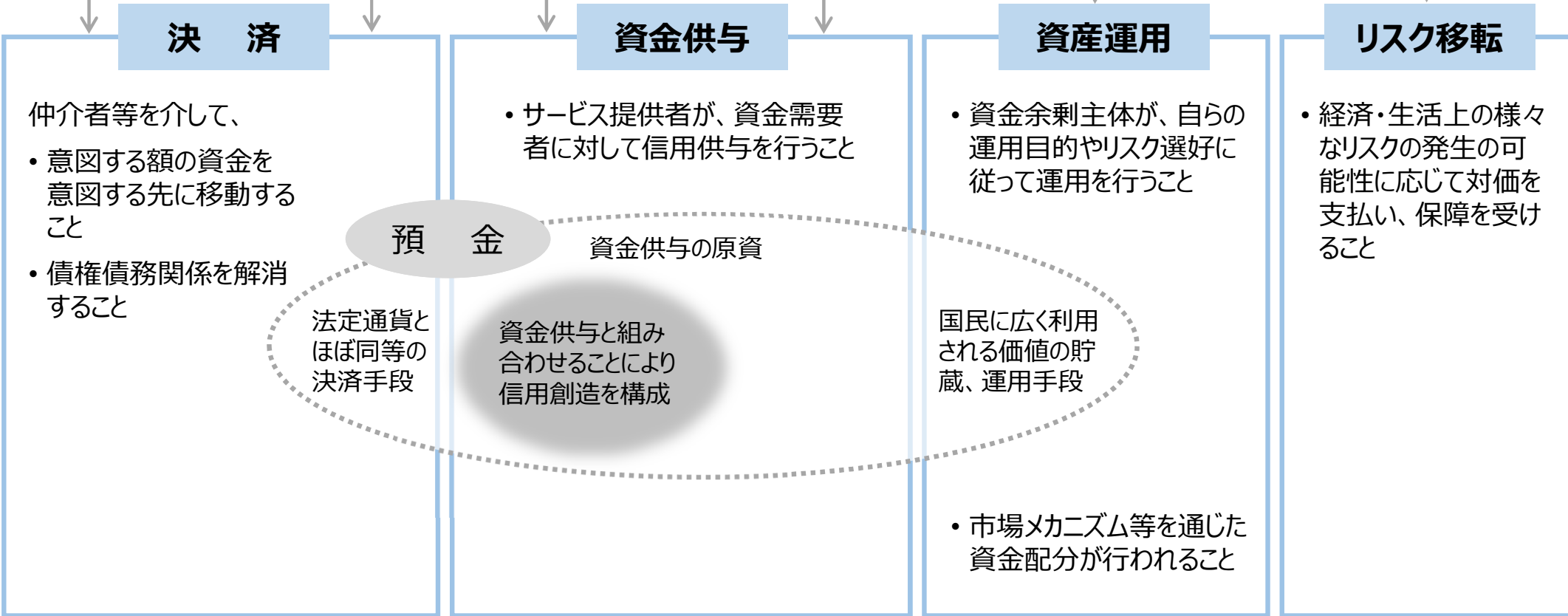
- 第1回(11月29日):機能別・横断的な金融規制の検討の必要性
- 第2回(12月15日):金融の「機能」の分類
- 第3・4回(1月17日・2月9日):金融の各「機能」において達成されるべき利益の整理
- 第5回(3月2日):達成されるべき利益の実現のために取られるべき「規制」の態様
- 第6回(3月27日):商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備のあり方
- 第7回(4月19日):業務範囲規制やセーフティネット等の考え方と機能別・横断的な規制体系
- 第8・9回(6月6日・18日):中間整理

金融の「機能」の分類

現行法の例

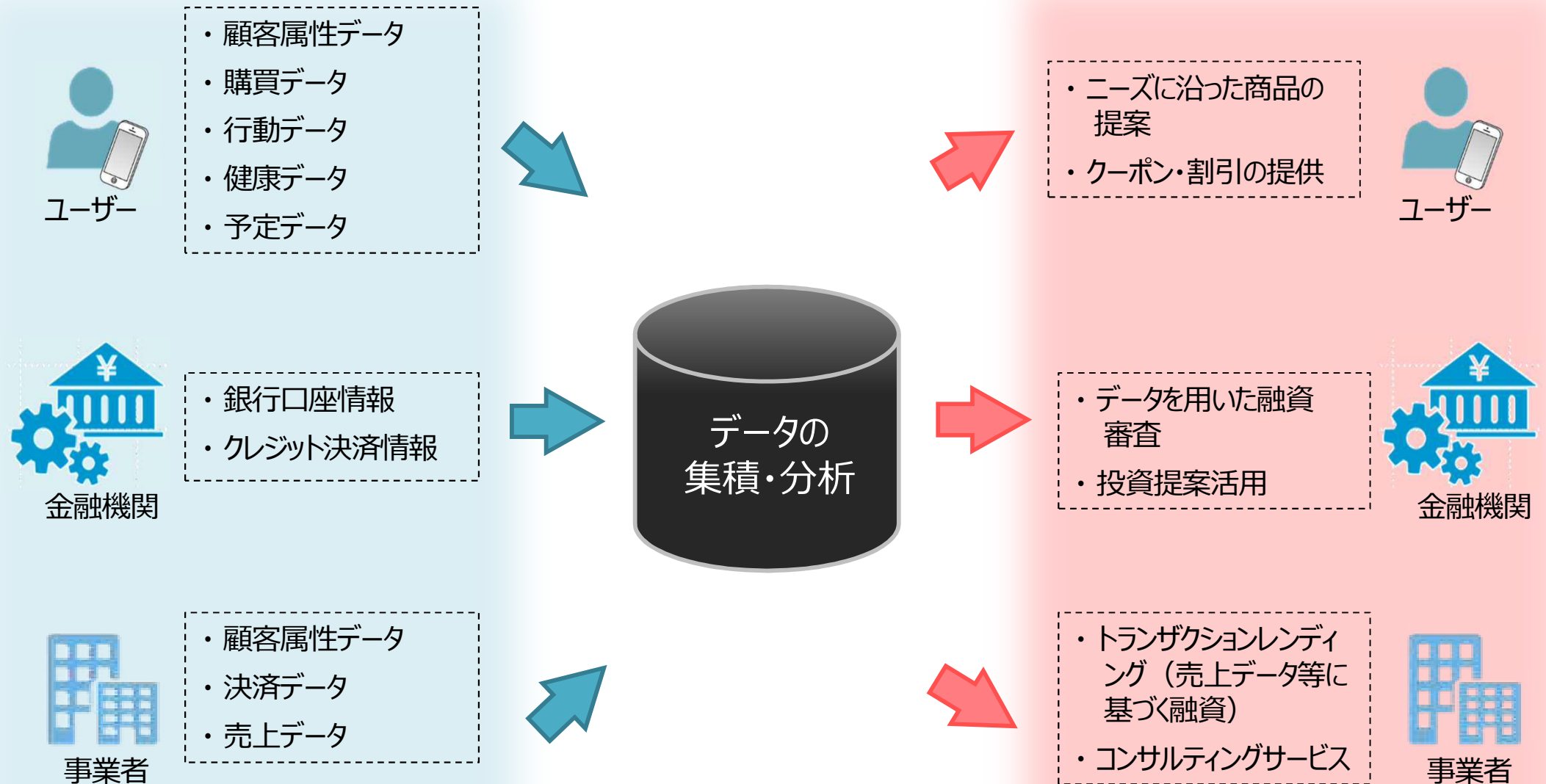


機能分類のイメージ



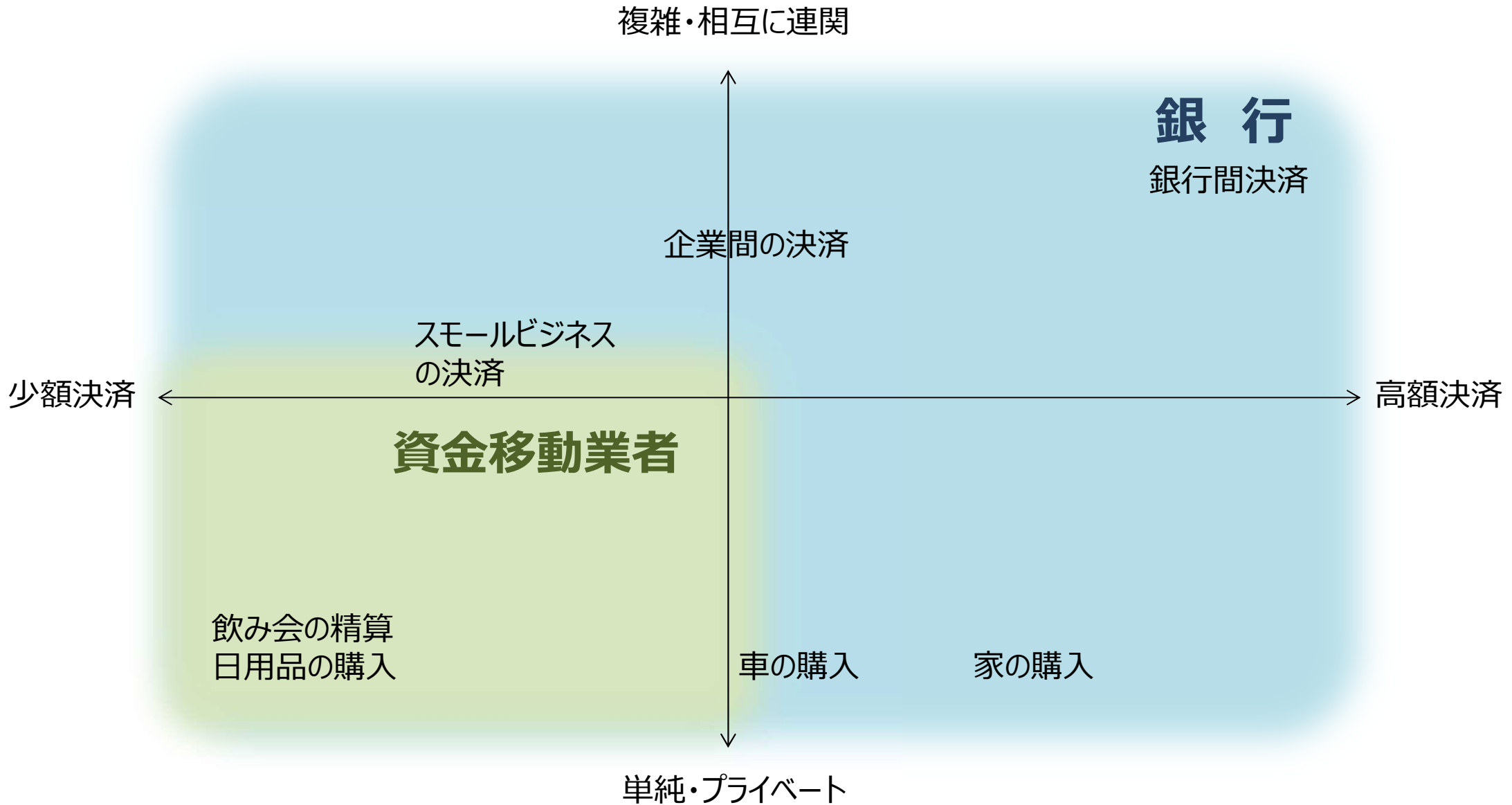
情報の適切な利活用

○ ITの進展に伴い情報の利活用の重要性が高まる中、既存の金融機関を含め、多様なプレイヤーが適切に情報を利活用し、利用者目線に立って競争することが重要。



様々な決済

○ 決済は、個人間の少額のものから、企業間の高額で複雑に連関しあうものまで様々なものがある。



「決済」の射程

金融制度スタディ・グループ中間整理 (平成30年6月19日)(抜粋)

「決済」の射程

- ① 決済サービス提供者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること

(参考) 平成13年最高裁決定(抜粋)

「『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」

及び／又は

- ② 決済サービス提供者を介して、債権債務関係を解消すること



Ⅲ. 各機能において達成すべき利益およびそのためにふさわしい 規制手段は何か

- ① 「機能」の確実な履行
- ② 利用者に対する情報提供等
- ③ 利用者資産の保護
- ④ 利用者情報の保護
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止
- ⑥ システミックリスクの顕在化の防止

金融の「機能」と現行の業態・金融規制の対応関係

| 「機能」 | 決済 | 預金受入れ | 資金供与 | 資産運用 | リスク移転 |
|---------------|-----------------------------|--|----------------------|--|---|
| サービス提供者例 | 資金移動業者 | 銀行 | 貸金業者 | 第一種金融商品取引業者 | 保険会社 |
| 参入規制の形式 | 登録制 | 免許制 | 登録制 | 登録制 | 免許制 |
| 機能の確実な履行 | 業務管理体制等 | | | | |
| 利用者に対する情報提供等 | | | サービスの内容・リスク等に関する情報提供 | 誠実義務 適合性原則 不招請勧誘等の禁止 | 意向把握義務 |
| 利用者情報の保護 | 利用者情報の安全管理 | | | | |
| 利益相反管理 | | 利益相反管理体制整備 | | 利益相反管理体制整備 | |
| 利用者資産の保護等 | 履行保証金の供託 最低1000万円 | 最低資本金 20億円 自己資本比率規制 G-SIBs:追加的な資本 業務範囲規制(本体、グループ) 主要株主規制(認可) | 最低純資産額 5000万円 | 最低資本金・純財産額 5000万円 自己資本規制 業務範囲規制(本体・兼業承認) 主要株主規制(届出) 分別管理 | 最低資本金 10億円 ソルベンシーマージン比率規制 業務範囲規制(本体、グループ) 主要株主規制(認可) |
| マネロン・テロ資金供与対策 | 本人確認義務、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出 等 | | | | |
| 市場の公正性・透明性 | | | | 顧客注文の相手となる場合のルール 公正取引ルール 発行者による情報開示等 公正な価格形成に関するルール | |

プラットフォーム

利用者

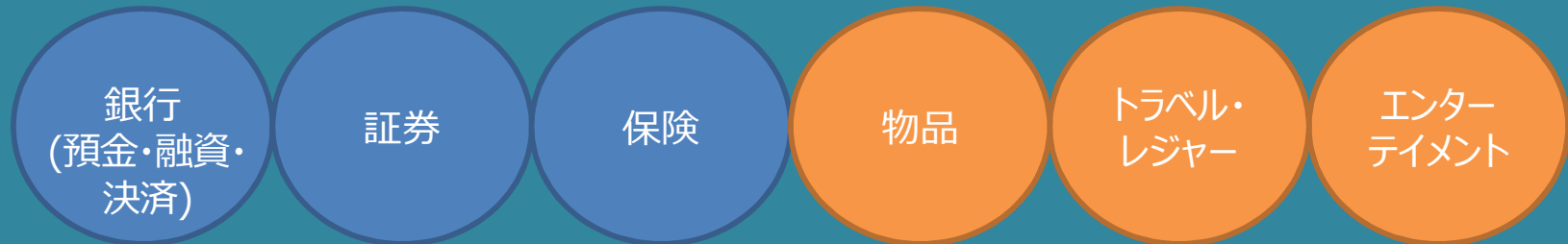


商品・サービスの提供

多様な商品・サービスを提供

電子決済等代行業者
銀行代理業者 金融商品仲介業者
保険仲立人
保険募集人

商品・サービスの組成




4つの機能による区分と商品・サービスの提供プロセスによる区分



金融機関と利用者との間に介在して金融取引の代理・媒介等を行う者

| 「機能」 | 決済 | 預金受入れ 資金供与 | 資産運用 | リスク移転 | | |
|------------------|-----------------------------------|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 例 従属 独立 | 電子決済等代行業者 | 銀行代理業者 | 金融商品仲介業者 | 投資助言業者 | 保険募集人 保険仲立人 | |
| 参入規制の形式 | 登録制 | 許可制 | 登録制 | 登録制 | 登録制 | |
| 兼業制限 | 更新系のみ届出 | 承認 | 届出 | 届出 | 届出 | |
| 誠実義務/ 忠実義務 | 誠実義務 - | - - | 誠実義務 - | 誠実義務 忠実義務 | - - | 誠実義務 - |
| 所属金融機関の 有無 | - | 所属制(複数可) | 所属制(複数可) ※外務員は金融商品仲 介業者に対し専属 | - | 所属制 (生命保険 募集人は 原則一社 専属) | - |
| 情報提供、 禁止行為等 | 銀行業務との誤認防止 のための情報提供 等 | 複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示 義務 優越的地位の濫用防止 等 | 複数所属の場合で手 数料が異なる場合の 表示義務 特別利益の提供禁止 等 | 利用者からの報酬 受領 特別利益の提供 禁止 等 | 複数所属の場合 比較推奨販売時 の説明義務 特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等 | 利用者からの手数料受 領禁止(監督指針) 自身が保険会社から受 け取る手数料等の開示 等 |
| 利用者資産受入れ 分別管理 | - - | - 分別管理義務 | 禁止 - | 禁止 - | - 分別管理義務(監督指針) | - - |
| 利用者資産 の保護 | 財産的基礎 (純資産額が負の値でな いこと) | 財産的基礎 (純資産額500万円以上 (法人)/300万円以上(個 人)) | | 営業保証金の 供託(500万円) | | 保証金の供託 (2000万円~8億円) /保証委託契約 /賠償責任保険 |
| 賠償資力の確保 | 銀行との契約締結・ 公表(銀行との賠償 責任の分担等) | 所属先による損害賠償 責任の負担 | 所属先による損害賠償 責任の負担 | | 所属先による損害賠償 義務 | |
| 体制整備 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 |
| 人的要件(資格等) | - | 十分な知識・経験 | 外務員試験の合格 (監督指針) | 十分な知識・経験 | 試験への合格 (協会ルール) | 試験への合格 (監督指針) |

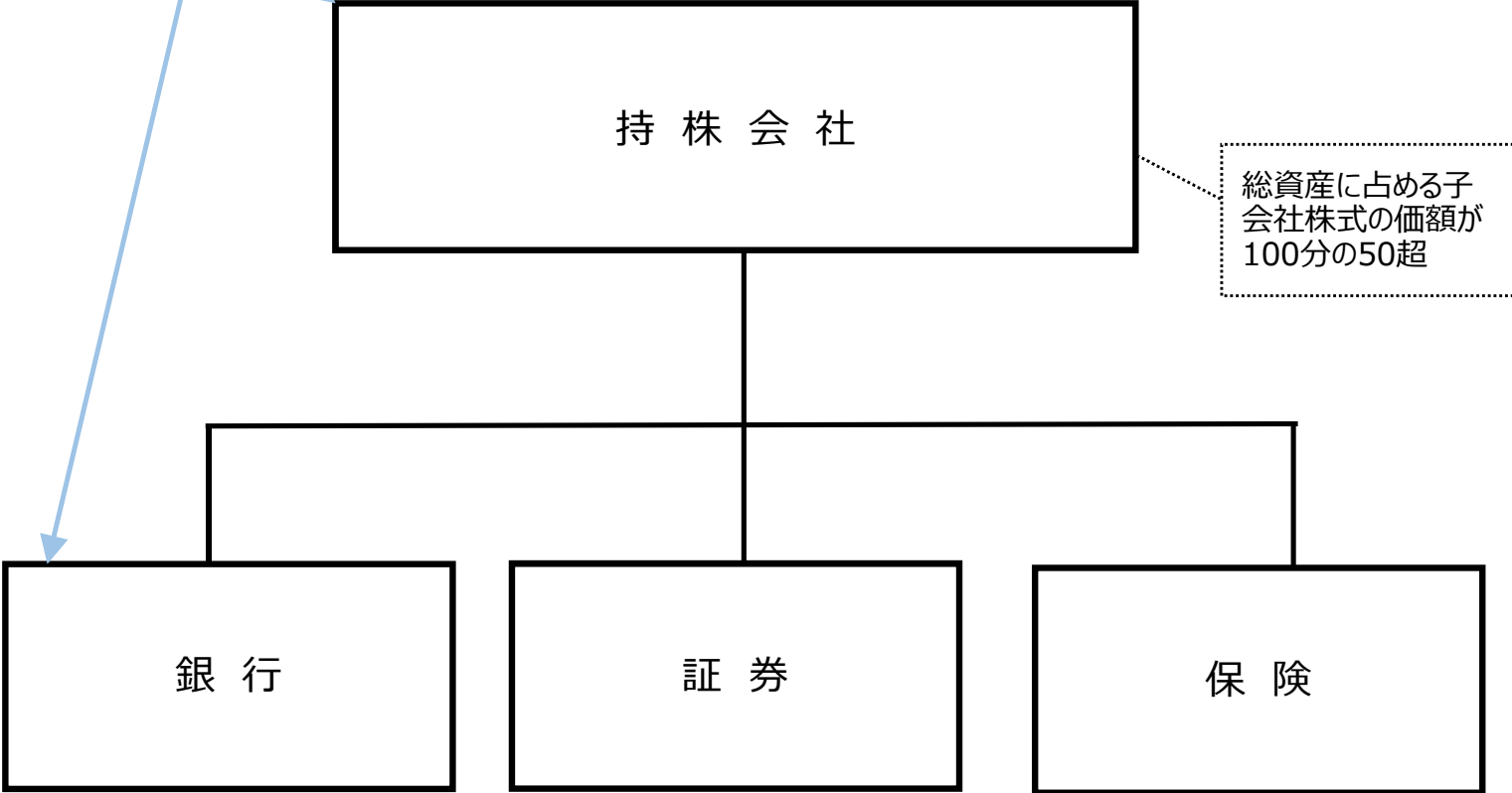


IV. 業務範囲規制やセーフティネット等の考え方と機能別・横断的な 規制体系

エンティティ(行為主体)に着眼したセーフティネットや業務範囲規制等

厳格な業務範囲規制・自己資本比率規制

➡ 預金保険制度に基づく破綻処理



銀行グループの業務範囲の概要

<銀行本体>

| |
|------|
| 本 業 |
| 付随業務 |

<銀行子会社>

| |
|----------------|
| 証券、保険、信託、資金移動業 |
| ベンチャー・キャピタル |
| 金融関連業務 |
| 従属業務（収入依存度規制） |
| 銀行業高度化等業務（注1） |

（注1）平成28年銀行法等改正により新設

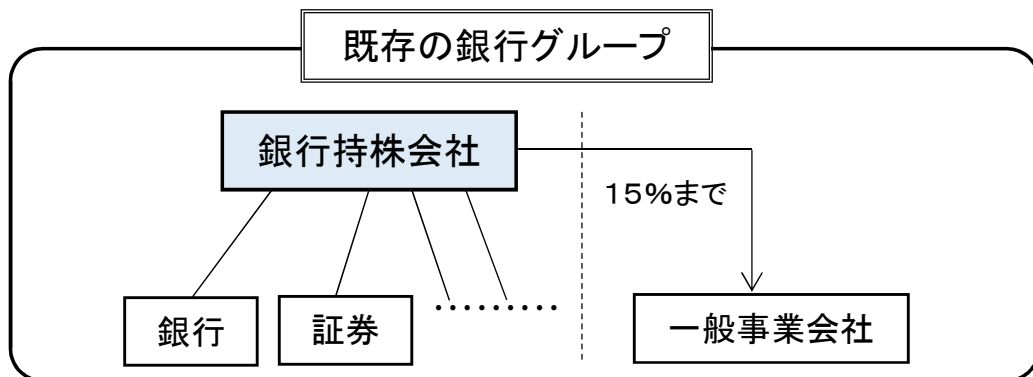
<銀行兄弟会社>（注2）

| |
|----------------------------------|
| 特例子会社対象業務 （商品現物取引その他府令で定めるもの） |
|----------------------------------|

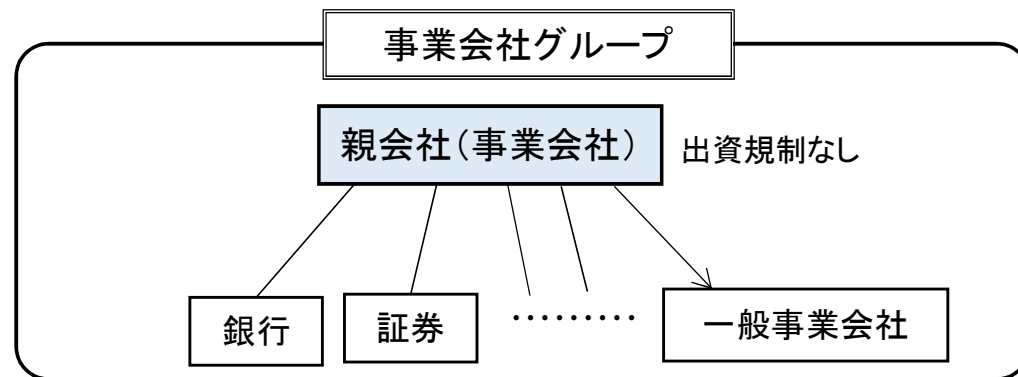
（注2）銀行兄弟会社のみ認められるもの

- 1) 本業専念による効率性の発揮
- 2) 他業リスクの排除
- 3) 優越的地位の濫用防止
- 4) 利益相反取引の管理

既存の銀行グループと異業種から銀行業に参入したグループに対する監督規制の比較



- 銀行持株会社：銀行を子会社とする持株会社（持株会社単体の総資産に占める子会社株式の簿価が50%超）
- 銀行持株会社には、銀行に準じた以下の規制が課される。
 - ・ 業務範囲規制
 - ・ 出資規制（15%ルール）
 - ・ 自己資本比率規制
 - ・ 大口信用供与規制
 - ・ 報告徴収・検査（子会社にも可）、業務改善命令
 - ・ 認可取消し 等



- 親会社自身が事業を営んでいることにより、「銀行持株会社」に該当しないことが一般的。
 - ※ 米国では、銀行の25%以上の株主を、銀行持株会社として、出資規制等を含めた厳格な規制を課している。
- 親会社には、主要株主規制として、以下の簡易な規制が課される。
 - ・ 報告徴収・検査（子会社には不可）
 - ・ 業務改善命令（銀行の50%超の主要株主である場合のみ可）
 - ・ 認可取消し 等



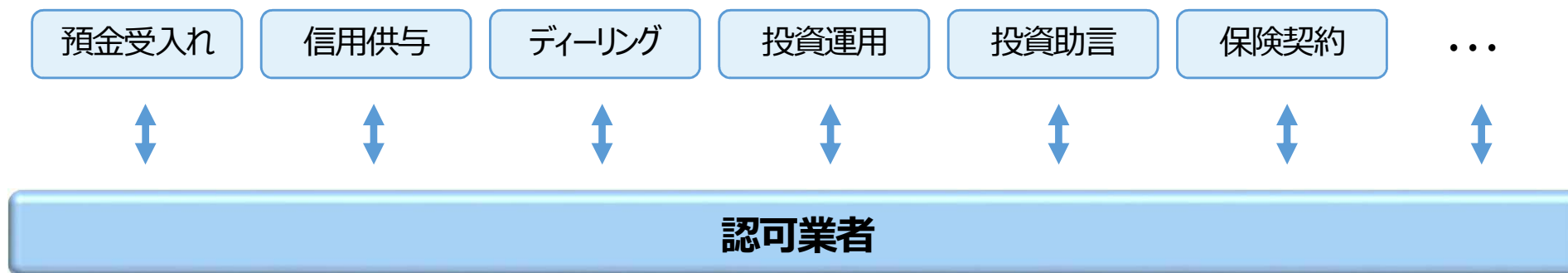
參考資料

(参考1) 英国における横断的な規制枠組み

- 金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act）では、規制対象の業務を行う者に共通して適用されるルールと、個別の業務に対応したルールが存在。
- 規制対象の業務を行おうとする者は、対応する許可を取得。最初の許可を取得した際、当該者は同時に広く認可業者として位置付けられる。
 - ※ 認可業者が追加で他の規制対象の業務を行おうとする場合は、対応する許可を追加的に取得すればよく、改めての認可は不要。
- 許可にあたっては、各業務の性質に応じて、健全性、業務遂行能力、監督の実効性が確保できるか等の要件が設けられている。

金融サービス市場法

● 規制対象の業務（業務ごとの許可）



(注1) 決済については、EUの決済サービス指令を国内法化した決済サービス規則によって、銀行を含め、業態横断的に規制される。

(注2) 信用供与については、消費者信用法の規制も適用される。

(参考2)EUにおける金融法制の動向

EUは、決済サービス指令 (PSD)^(注1)を改正し、決済サービスに係る横断的法制 (PSD2)^(注2)を整備

PSD2のフレームワーク

| | 決済サービス提供者 (Payment Service Provider) | | |
|-------|--|--|----------------------|
| | 銀行 | 電子マネー事業者 | 決済サービス事業者 |
| 免許・登録 | 免許制 (Authorisation) ^{(注3)(注4)} | | |
| 業務内容 | 決済口座サービス 資金移動サービス(立替払いを含む) 支払手段の発行・管理(クレジットカード等) 等 電子マネー・プリペイドカードの発行 預金・融資 ^(注3) | | |
| 財務要件 | 自己資本規制 | | |
| | 〔 資本金500万ユーロ以上/自己資本比率規制(バーゼルⅢ) ^(注3) 〕 | 〔 資本金35万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等 ^(注4) 〕 | 〔 資本金2~12.5万ユーロ以上等 〕 |
| 資産保全 | 預金保険 ^(注3) | 他の財産から隔離、優先弁済 ^(注5) | |

| | 決済指図伝達サービス提供者(PISP) | 口座情報サービス提供者(AISP) |
|-------|-------------------------------------|----------------------|
| 業務内容 | 利用者の依頼による決済指図の伝達 | 利用者への口座情報の提供等 |
| 免許・登録 | 免許制 (Authorisation) | 登録制 (Registration) |
| 財務要件 | 資本金5万ユーロ以上 | なし |
| 資産保全 | なし ※ 利用者からの資金預り禁止/※ 責任保険への加入義務あり | なし ※ 責任保険への加入義務あり |

(注1) Payment Services Directive
 (注2) Payment Services Directive 2
 2015年11月採択、国内法化の期限は2018年1月
 (注3) Capital Requirement Directive
 (注4) Payment Money Institution Directive 2
 (注5) 電子マネー事業者については、
 Payment Money Institution Directive 2

(参考3)シンガポールにおけるアクティビティベースの規制枠組みの提案

MAS (Monetary Authority of Singapore : シンガポール通貨監督庁) は、2016年8月、決済サービスについて、アクティビティベースの規制枠組みの導入等を盛り込んだコンサルテーション・ペーパーを公表。これに寄せられた意見を踏まえ、2017年11月、2回目のコンサルテーションを実施 (コンサルテーション期間：2017年11月21日～2018年1月8日)。

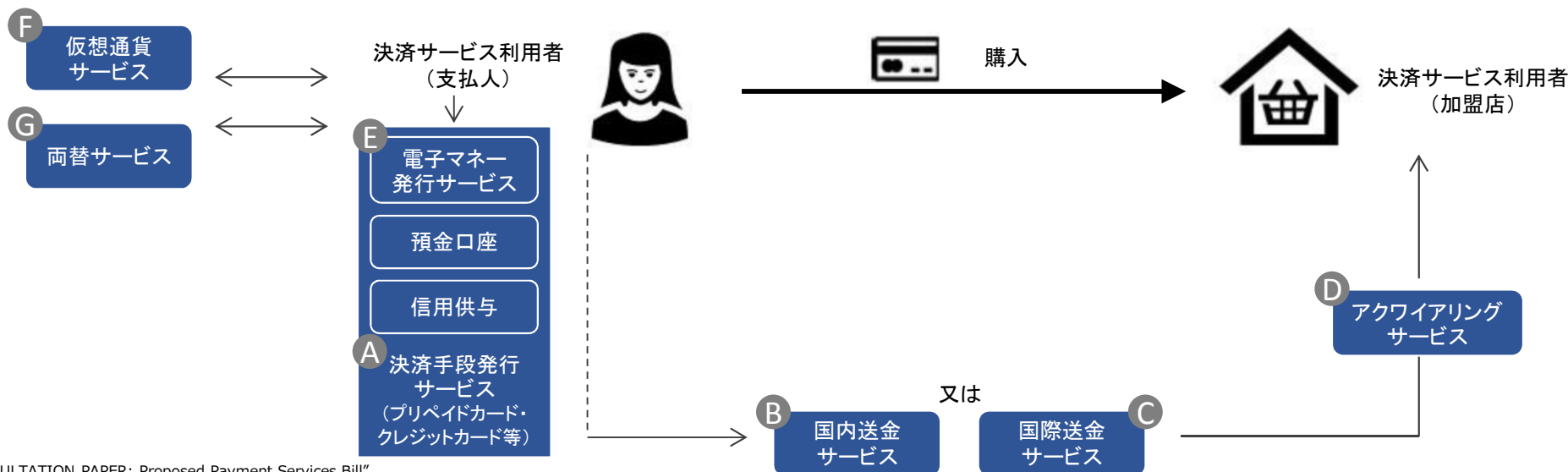
アクティビティ・ベースの規制枠組み

- 現在のシンガポールの決済分野における規制は、決済システム法 (Payment System Act) と両替・送金業法 (Money-changing and Remittance Business Act) に分断。
- FinTechの進展に伴い、両法の規制する境界があいまいになってきているとともに、いずれにも当てはまらない新たな決済業者も出現。



- 幅広い決済サービスについて、単一のライセンスの下で規制・監督すると同時に、アクティビティを類型化し (A～G)、各アクティビティに応じた規制を課す。
- その際、各アクティビティが、①マネーローンダリング・テロ資金供与、②利用者保護、③相互運用性 (Interoperability)、④テクノロジー、の中のどのリスクを有するかに応じて必要な規制のみを課すとともに、小規模な決済サービス提供者には①のリスクに係る規制のみを課す、などといったリスクベース・アプローチを採用。

※ 銀行法の規制を受ける銀行については、二重規制とならないよう、上記のライセンスの取得を不要とするほか、必要な調整規定を設ける。



(参考4) 金融規制と「金銭」概念

決済

銀行業（為替取引）

（銀行法第2条第2項）

2 …「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 二 為替取引を行うこと。

資金移動業

（資金決済法第2条第2項）

2 …「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引（少額の取引として政令で定めるものに限る。）を業として営むことをいう。

前払式支払手段

（資金決済法第3条）

この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 証票、電子機器その他の物…に記載され、又は電磁的方法…により記録される金額…に応ずる対価を得て発行される証票等…であって、その発行する者…から物品を購入し…、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために…使用することができるもの

＜最高裁判所判例（平成13年3月12日第三小法廷決定）＞

銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。

預金

銀行業（預金）

（銀行法第2条第2項・第3項）

2 …「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

3 …「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。

融資

銀行業（融資）

（銀行法第2条第2項）

2 …「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

貸金業

（貸金業法第2条）

この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介…で業として行うものをいう。

金融商品

集団投資スキーム

（金融商品取引法第2条第2項）

五 …当該権利を有する者…が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業…から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの…

有価証券の売買

（金融商品取引法第2条第8項）

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為…のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 有価証券の売買…

＜民法第555条＞

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(参考5) 金融商品取引法による規制の横断化と柔軟化

規制の横断化と柔軟化

旧証券取引法 (縦割り規制)

証券会社(証券取引法)
(有価証券の販売・勧誘、引受等)

金融先物取引業者(金融先物取引法)(金融デリバティブ、外為証拠金)

商品ファンド販売業者
(商品ファンド法)

(規制なし)
組合持分等の(仲介業者を通じない)自己募集

証券投資顧問業者
(投資顧問業法)
(有価証券の運用、投資助言)

投資信託委託業・投資法人
資産運用業者
(投資信託・投資法人法)

組合持分等の
投資運用・助言

資産管理
(有価証券等の保護預かり)

証券仲介業者(証券取引法)

有価証券以外の取引の媒介

金融商品取引法

横断化

金融商品取引業者

柔軟化

[取扱い商品・業務内容]

[参入要件]

第一種金融商品 取引業 ※1

流通性の高い有価証券に
関する販売・勧誘、引受
け、募集・売出しの取扱い
等

投資運用業 第二種金融商品 取引業

流通性の低い組合
持分等の販売・
勧誘等

投資助言・代理業

登録制

(一般的な業
者の場合)

・名称
・資本金
・住所
・役員等の氏名
・業務の種類
・他の事業
等

・財産的基盤
・人的構成の
適確性
・欠格要件

届出制

※1:「証券会社」の名称は引き続き使用可能。

特例業務届出者

(組合持分の機関投資家等(機関投資家+
49人以下)のみに対する私募・運用業務※2)

※2: 特例業務届出者に対する行為規制は虚偽の説明の禁止、
損失補てんの禁止のみとされていたが、平成27年金商法
改正により、実質的に登録業者並みの規制となった。

金融商品仲介業者

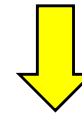
登録制

※ 誠実義務、標識掲示義務、広告規制、虚偽説明の禁止、
損失補てんの禁止、適合性の原則、不招請勧誘・再勧誘の禁止を
適用。

対象商品・取引の拡大

証券取引法の対象商品・取引

- ・ 従来型の有価証券
- ・ 有価証券デリバティブ取引 など



金融商品取引法の対象商品・ 取引

- ・ 従来型の有価証券
- ・ 集団投資スキーム持分
(包括的定義)
- ・ デリバティブ取引(幅広い定義)
など

「デリバティブ取引」の範囲

➤ 各種統計(例えばGDPなど)に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。

➤ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

(例)

- ・ 保険・共済
- ・ 債務保証

集団投資スキーム

● 組合その他いかなる方法をも
ってするかを問わず、

- ・ 複数の者から金銭などの拠
出を集め、
- ・ その財産を用いて事業・投資
を行い、
- ・ その事業から生じる収益等
を拠出者に分配する仕組み
を包括的に対象にする。

※民法上の組合、商法上の匿名
組合などあらゆる形態を含む。

※ファンドの行う事業、投資(有価
証券、不動産、商品)を問わ
ない。

(注) 以下のいずれかに該当する
ものは除く。

- ・ 出資者の全員が出資対象事業
に関与するもの
- ・ 出資者が出資又は拠出の額を
超えて収益の配当又はその事
業に係る財産の分配を受けな
いもの
- ・ 保険・共済
- ・ 各種法人への出資など
(一般社団法人を除く。)
- ・ 法律事務所などへの出資



V. ITの進展等に伴うその他の論点

人工知能(AI)を利用した取引に係る法的論点

近年のA Iの発展

ディープラーニングによって、コンピュータ自身が試行錯誤し、何に注目すべきかという変数を見つけ出すというブレークスルー

(出典：財務総合政策研究所「企業の投資戦略に関する研究会－イノベーションに向けて－」第2回松尾豊東京大学大学院工学系研究科准教授資料)

金融分野において、A Iが更に活用されていく場合、**利用者保護等の観点**からは、どのような点に留意が必要となりうるか。

- 法的観点から、A Iにはどのような特徴が存在しうるか。
 - ✓ 判断を行う一方、自然人のような「**意思能力**」や「**過失**」を観念できない。
 - ✓ 学習によって、開発者の**予見可能性をはるかに超えた能力・用途を具備**する可能性。
 - ✓ A Iの判断・結論を導く仕組みを人間の思考プロセスに沿って**検証することが困難**。
- 上記の特徴に照らすと、例えばどのような論点が存在しうるか。
 - ✓ A Iが相場操縦に当たる行為を実行
 - ▶ 法令上の構成要件とされる「**目的**」という**主観的要素**を観念できるか。
 - ✓ A Iを用いた勧誘
 - ▶ 法令上の**体制整備義務を遵守**するためにどこまでの措置が求められるか。そもそも、体制整備の十分性について**検証が可能か**。

ビットコインについて

- インターネット上で取引される仮想通貨。
- 2008年に「ナカモトサトシ」と名乗る人物が公表した論文に基づき、インターネット上で有志の開発者によって開発されたと言われている。
- 強制通用力はない（相手方が受け入れる場合に限り、対価として利用可能）。【通貨との相違点】
- 発行者が存在せず、何らかの権利を表象するものでもない。【有価証券・プリペイドカード等との相違点】

【仕組み】

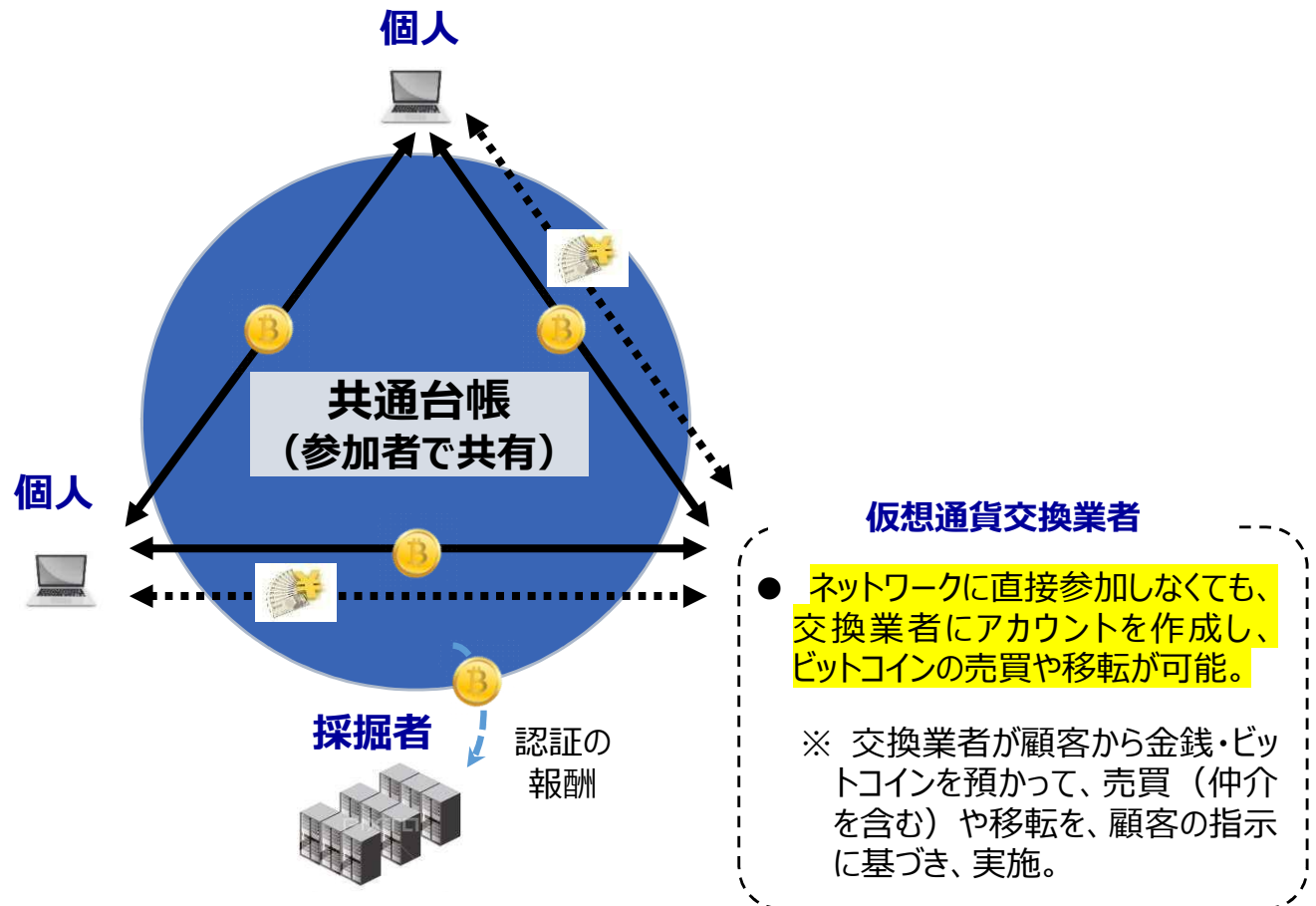
- ビットコインのユーザーとなるには、ネットワーク上に「ウォレット」を作成する必要。
- 当該「ウォレット」間でビットコインの移転が可能。
- ビットコインの全取引履歴は、ネットワークで共有される電子的な「台帳」(ブロックチェーン)に記録。

【発行】

- 取引の認証（「採掘」と呼ばれる）を行った者に、その報酬として、ビットコインがシステム上、新規に発行（特定の発行体は存在しない）。

【取得方法】

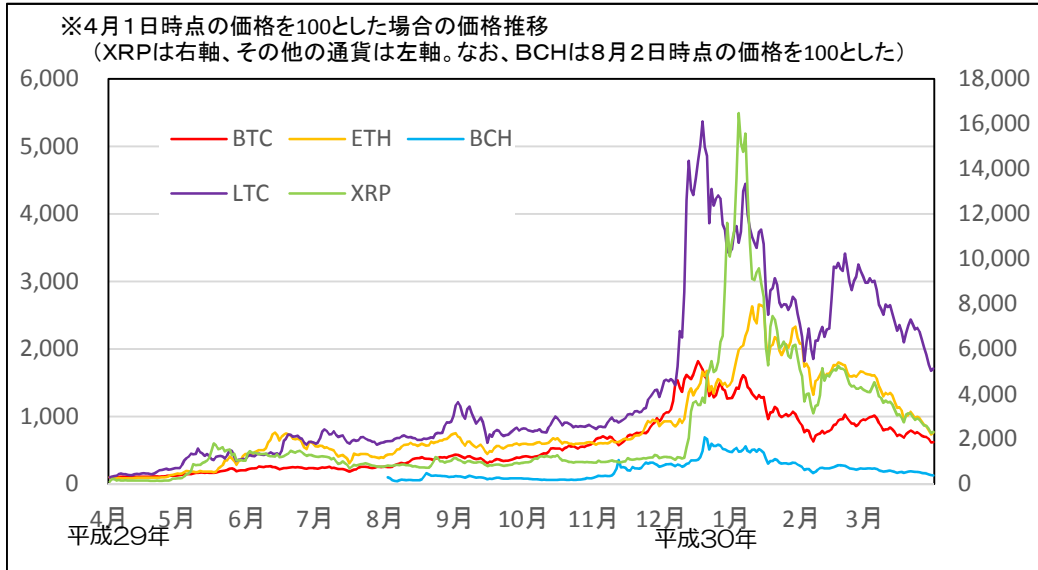
- ビットコインは、取引の認証（採掘）、仮想通貨交換業者を通じての購入、他者からの移転によって入手可能。



仮想通貨を取り巻く環境

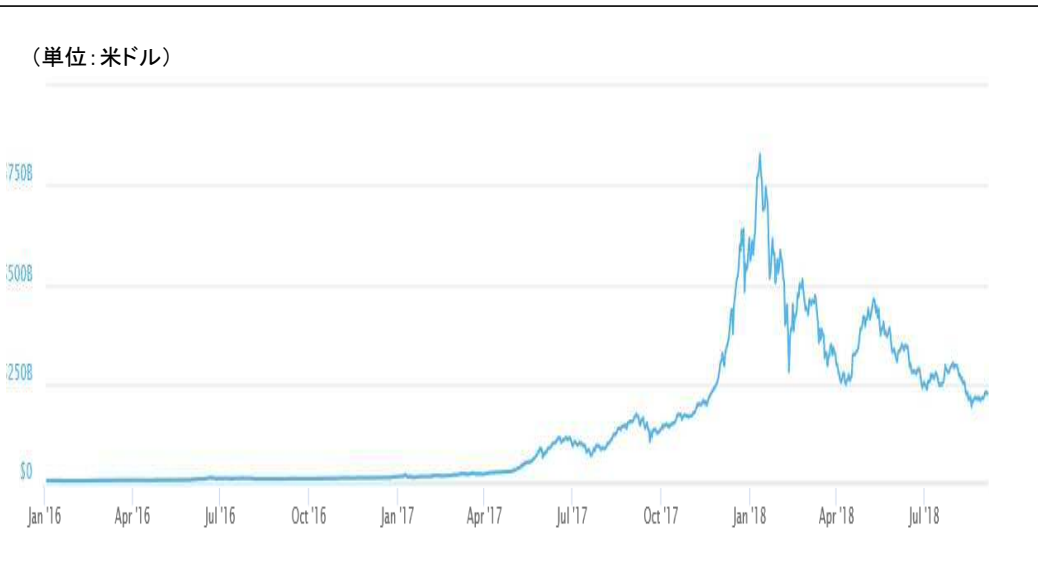
昨年秋以降、価格急騰・市場規模拡大。昨年以降、日本円の取引割合が増加

主要な仮想通貨の価格推移



(出典: <https://coinmarketcap.com>) ※平成30年3月末時点

2016年以降の仮想通貨時価総額



(出典: <https://coinmarketcap.com>) ※平成30年8月31日現在

仮想通貨の種類

| # | Name | Symbol | Market Cap | Price |
|---|--------------|--------|---------------------|------------|
| 1 | Bitcoin | BTC | ¥13,330,943,521,191 | ¥773,198 |
| 2 | Ethereum | ETH | ¥3,157,550,256,076 | ¥31,058.95 |
| 3 | XRP | XRP | ¥1,466,888,843,942 | ¥37.00 |
| 4 | Bitcoin Cash | BCH | ¥1,034,736,466,263 | ¥59,733.93 |
| 5 | EOS | EOS | ¥614,274,631,080 | ¥677.82 |

(出典: <https://coinmarketcap.com>) ※平成30年8月31日現在

G7エルマウ・サミット首脳宣言（H27.6.8）

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27.6.26）

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する仮想通貨交換業者に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

仮想通貨に係る法制度の整備

1. MT GOXの事案について

- 平成26年、ビットコインの交換業者であるMT GOX社が破産手続開始（破産手続開始時、約48億円の債務超過）
- 同社代表者は、平成27年、業務上横領（ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等）等の容疑で逮捕

2. 国際的な議論の状況

- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27年6月）
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換業者に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

3. 日本における法制度の整備状況

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 最低資本金・純資産に係るルール
 - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
 - 利用者に対する情報提供
 - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
 - システムの安全管理
- マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け
 - 口座開設時等における本人確認
 - 本人確認記録、取引記録の作成・保存
 - 疑わしい取引に係る当局への届出
 - 社内体制の整備

資金決済法上の仮想通貨交換業における仮想通貨の定義について

① 以下のすべての性質を有する財産的価値

- a 不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手に法定通貨と相互に交換できる
- b 電子的に記録され、移転できる
- c 法定通貨又は法定通貨建ての資産ではない

② 不特定の者を相手に上記①と相互に交換できる財産的価値（上記 b・c を満たすもの）

(参考)資金決済法 第2条

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

仮想通貨交換業者への対応等①

仮想通貨モニタリングチームの設置(29年8月)※当初約30人

- ✓ 登録審査・検査・行政処分等の権限は、財務局長に委任。しかし、フィンテックを使って全国展開する仮想通貨交換業者のビジネス特性や専門性等を踏まえ、金融庁内にシステムやマネロン・テロ資金対策等の専門官による仮想通貨モニタリングチームを設置
- ✓ 登録審査にあたっては、仮想通貨交換業者のリスク特性を踏まえ、例えば
 - ・内部管理規程についての書面での審査に加え、
 - ・業者を実地訪問して規程の運用状況を確認する など

内部管理態勢の実質的な有効性を重視した審査を行い、現在までに16社を登録

- ✓ 登録された仮想通貨交換業者に対し、リスクアセスメントにより濃淡をつけたモニタリング実施
- ✓ 現在、みなし仮想通貨交換業者及び新規登録申請業者の審査を継続中
- ✓ 仮想通貨に関する情報を収集・分析

利用者への継続的な注意喚起の実施

- ✓ 利用者に対し、仮想通貨の価格変動リスク等について、これまで計15回の注意喚起を実施
(29年4月、8月(2回)、9月、10月、12月、30年1月、2月、3月(2回)、4月(5回))
- ✓ 利用者への注意喚起にあたっては、消費者庁、警察庁と連携

仮想通貨交換業者への対応等②

コインチェック社に対する対応

- ✓ 本年1月26日、コインチェック社(みなし業者)は不正アクセスを受け、ネットに接続された状態で管理していた仮想通貨(NEM:580億円相当)が流出(被害者数:約26万人)

(コインチェック社による調査結果抜粋)※コインチェック社ホームページより

- ・外部の攻撃者が、
 - (a)当社従業員の端末にマルウェアを感染させ、外部ネットワークから当該従業員の端末経由で当社のネットワークに不正にアクセスをし、遠隔操作ツールにより当社のNEMのサーバー上で通信傍受を行いNEMの秘密鍵を窃取したうえで、
 - (b)窃取したNEMの秘密鍵を使用して外部の不審通信先にNEMを不正送金したもの
- ・当社においては、顧客から預かったNEMをホットウォレットにて管理していたことから、上記不正送金を防止できなかった

- ✓ 当社に対し、利用者保護の観点から、報告徴求命令(1月26日)、業務改善命令(1月29日)、立入検査の実施(2月2日)、業務改善命令(3月8日)を発出

- ✓ コインチェック社事案に関する3省庁(警察庁・金融庁・消費者庁)局長級連絡会議の開催

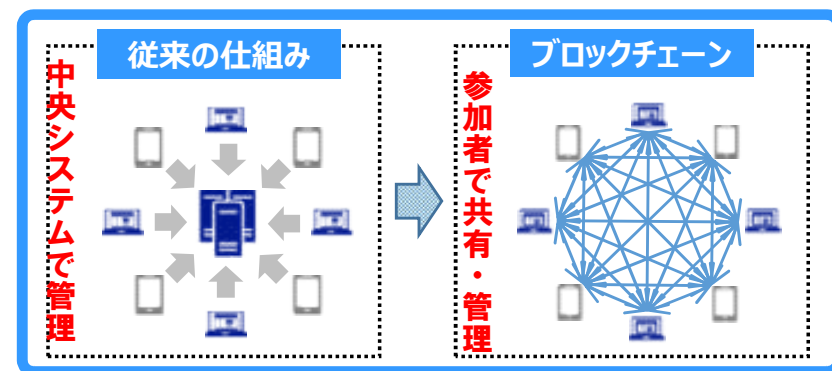
※本事案に対するこれまでの3省庁の対応、利用者保護に向けた取組み、コインチェック社以外の仮想通貨交換業者やみなし仮想通貨交換業者への対応、無登録業者への対応等について、意見交換を実施

仮想通貨交換業者への対応等

- ✓ コインチェック事案を踏まえ、全てのみなし仮想通貨交換業者及び複数の仮想通貨交換業者に対し、順次、立入検査を実施中
- ✓ これまでに問題が判明したみなし仮想通貨交換業者10社及び登録業者7社に対し、業務停止命令・業務改善命令を発出
- ✓ みなし仮想通貨交換業者(16社)のうち、1社は登録拒否(6月7日)、12社は既に取下げ等
コインチェック社を含む残り3社は業務改善報告書を現在審査中
- ✓ 今後、残りの登録業者に対して、順次、立入検査を実施
- ✓ また、これまで実施した仮想通貨交換業者等の検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的にとりまとめ公表(8月10日)
 - 登録業者の自発的改善や、新規登録申請者の自己チェックに活用
 - 自主規制機関における自主規制ルールの検討に活用
 - 利用者における業者の選定等に活用

ブロックチェーン技術の活用について

- 当初は、ビットコイン等の仮想通貨の取引の記録において使用され始めた技術。
- 特定の管理者・システムで管理を行うのではなく、参加者全員が取引台帳を共有し、検証できる仕組み。
- 金融にとどまらない幅広い分野において、ブロックチェーン技術の活用可能性に関し、実証実験等が実施されている。
- 国際的には、仕様の標準化に向けた議論も開始されている。



事例

[] : 金融機関によるもの
 [] : それ以外のもの

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| <p>SAISON INFORMATION SYSTEMS CO. LTD.</p> <p>セゾン情報システムズ</p> <p>ECサイト運営業者等と協力し、ブロックチェーン技術を活用した宅配ボックスについて、一般消費者向けのテスト運用を実施。</p> | <p>関西電力</p> <p>関西電力</p> <p>海外企業と協力し、ブロックチェーン技術を活用して、顧客同士が、太陽光発電によって生じた余剰電力を直接取引する実証研究を実施。</p> | <p>電力シェアリング</p> <p>電力シェアリング</p> <p>ブロックチェーン技術を活用し、再生可能エネルギー利用量を個人にひもづけ、CO2削減価値を消費者同士で取引するモデル事業を実施。</p> | <p>LO3 ENERGY</p> <p>LO3エナジー</p> <p>ブロックチェーンを活用して、自家発電で余った電力を直接近隣の住民と売買する実証実験を実施。</p> | <p>Keychain</p> <p>キーチェーン</p> <p>ブロックチェーンを活用した、導入が容易な、認証や情報暗号化のためのプラットフォームを提供。</p> | <p>factom</p> <p>ファクトム</p> <p>電子文書をブロックチェーンで管理することで、公証を実現するサービスを提供。</p> |
| <p>MUFG</p> <p>三菱UFJ銀行</p> <p>三菱UFJ銀行</p> <p>日立とともに、シンガポールにおいて、小切手の電子化を対象としたブロックチェーン技術活用の実証実験を実施。</p> | <p>NTT DATA</p> <p>NTTデータ</p> <p>銀行・保険・総合物流・輸出入者等の金融機関・事業者とともに、ブロックチェーン技術を活用した貿易業務に関するコンソーシアムを発足し、実証実験を実施。</p> | <p>JPX</p> <p>日本取引所グループ</p> <p>金融機関やITベンダー等と協力し、ブロックチェーン技術の金融インフラへの適用可能性に関する実証実験や調査・検討を実施。</p> | <p>SBI Ripple Asia</p> <p>SBIリップルアジア</p> <p>金融機関の参加を得て、ブロックチェーン技術等を活用した国内外為替一元化検討に関するコンソーシアムを発足し、送金サービスの試験運用を実施。</p> | <p>everledger</p> <p>エバーレジャー</p> <p>宝石のダイヤモンドやその所有者、付随する保険、鑑定書などの情報をブロックチェーンで管理するサービスを提供。</p> | <p>NAYUTA</p> <p>ナユタ</p> <p>ブロックチェーンを活用し、使用権を第三者の仲介なくして管理できる電源ソケットのプロトタイプを公開。</p> |

仮想通貨交換業等に関する研究会

趣 旨

- 仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年4月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。
- その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。
- こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

メンバー等

| | | | | | |
|------|-------|----------------------------------|--------|-------|-----------------------|
| 座 長 | 神田 秀樹 | 学習院大学大学院法務研究科教授 | オブザーバー | 奥山 泰全 | 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会会長 |
| メンバー | 井上 聡 | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所） | | 望月 昭人 | 一般社団法人全国銀行協会企画委員長 |
| | 岩下 直行 | 京都大学公共政策大学院教授 | | 山内 公明 | 日本証券業協会常務執行役自主規制本部長 |
| | 翁 百合 | 株式会社日本総合研究所理事長 | | 山崎 哲夫 | 一般社団法人金融先物取引業協会事務局長 |
| | 加藤 貴仁 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | | 黒岩 操 | 警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長 |
| | 神作 裕之 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | | 内藤 茂雄 | 消費者庁消費者政策課長 |
| | 楠 正憲 | Japan Digital Design 株式会社最高技術責任者 | | 竹林 俊憲 | 法務省大臣官房参事官 |
| | 坂 勇一郎 | 弁護士（東京合同法律事務所） | | 中澤 亨 | 財務省大臣官房信用機構課長 |
| | 中島 真志 | 麗澤大学経済学部教授 | | 福本 拓也 | 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 |
| | 永沢裕美子 | Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人 | | 副島 豊 | 日本銀行決済機構局FinTechセンター長 |
| | 福田 慎一 | 東京大学大学院経済学研究科教授 | | | |
| | 三宅 恒治 | みずほ総合研究所株式会社金融調査部長 | | | |
| | 森下 哲朗 | 上智大学法科大学院教授 | | | |

（敬称略・五十音順）
（2018年9月12日時点）

開催状況

- 第1回 4月10日 仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨（暗号資産）の取引やICO（Initial Coin Offering）の状況等
- 第2回 4月27日 仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨（暗号資産）等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等
- 第3回 5月22日 仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨（暗号資産）やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘等
- 第4回 6月15日 仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング
- 第5回 9月12日 「仮想通貨交換業者の検査・モニタリング 中間とりまとめ」、仮想通貨交換業に関する自主規制案の概要等